

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15016
06-6b

③施設の情報

名称： 横手市立県南愛児園「ドリームハウス」	種別：児童養護施設
代表者氏名：谷口 太郎	定員（利用人数）： 36 名
所在地：横手市横山町 1 - 1	
TEL：0182-32-6065	ホ ム ペ ー ジ： s-dream@family-care-service.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日 昭和26年5月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人ファミリーケアサービス	
職員数	常勤職員： 28 名 非常勤職員 1 名
専門職員	（保育士） 9 名 （嘱託医） 1 名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等）

④理念・基本方針

<p>【理念】</p> <p>誰もが自らの可能性を最大限に活かせる地域社会をめざして 誰もが安心し、ひとりひとりの暮らしが実現できるように ご利用者の自律と自立を支え、その意思や願いが尊重されるように 潤いとゆとり、明るさと笑顔の交差点であるように 地域と共に歩み、世代を超えた交流の場であるように</p> <p>【基本方針】</p> <p>入所児童ひとりひとりの権利及び人権を尊重し、子ども達が安心・安全な生活をおくる ことができる施設を目指し、子どもの最善の利益のための自立と自律を支え、家族機能 の再構築を図れるよう援助・支援を行っていく。</p>

⑤施設の特徴的な取組

同一法人内において様々な福祉サービス事業所を運営しており、緊密に連携することによって、切れ目のない充実したサービスを提供することができる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年10月3日（契約日）～ 平成30年3月20日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成26年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

*サービスマニュアルが整備されたことにより、アセスメントや各種様式が整備された。
*前回評価では、児童相談所の情報から自立支援計画が立案されていたが、今回の受審までにアセスメント様式・手順が確立され、大きな改善が見られた。個別ケースの記録様式についても整備された。

◇改善を求められる点

*全体的に慎重な自己評価となっていたが、着眼点一つひとつに対応するという意識ではなく、様々な業務が多くの評価項目に関連するという認識をもって日々の業務を行うことで更なる効果も期待でき、職員も誇りを持って支援に臨めると考える。
*職員が「当たり前のこと」として実際に支援している内容と、整備されたマニュアルの考え方との整合性が図られるとよい。
*マニュアルの内容を一人ひとりの職員が理解し、実際の支援に活用できるとよい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成26年度に初めて第三者評価を受審し、様々な課題や助言をいただき、改善できるよう三年間取り組んでまいりました。高く評価していただいたサービスマニュアルや各様式等については嬉しく思っております。また今回の受審を通し、自己評価のあり方、職員の共通理解、評価項目の関連性については、今後さらに職員一人ひとりが強く意識し、質の高い支援につなげられるよう取り組んでいきたいと考えております。

今後は入所している児童が安心・安全に過ごしていけるよう、マニュアルや書類だけにとらわれず、目標⇒実践⇒振り返りを繰り返しながら、地域にとって必要とされる施設環境を整えていきたいと考えております。調査者の方々をはじめ、この受審に関わっていただいた皆様にこの場をおかりして御礼申し上げます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 保護者に向けた印刷物は、内容がわかりやすく工夫されている。また、今年度から園便りに子どもの生活情報を入れて保護者に届けるようにした。施設長は、「自律と自立を支える」という法人理念を踏まえ、施設を利用している間にいろいろな経験をさせ、ドロップアウトしないよう子どもと職員がお互いに成長するための環境づくりに努めている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 中・長期計画（平成 29 年から 31 年）が作成され、児童の支援、職員のスキル、地域連携、設備修繕など具体的に把握し適切に対応している。また、地域の福祉ニーズの把握に努めているが、今後、施設が立地する地域の潜在的な課題の把握に努めることを期待する。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> 法人内の施設長会議が定期的で開催され、各施設の経営状況や課題についての話し合いがなされ、職員会議等で職員に周知している。また、施設として中・長期計画に経営課題の解決や改善に向けた具体的な取組みを立案しているが、措置施設でもあり行政との関わりなど、実行については課題も見受けられるので、解決・改善の取組みを期待したい。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期計画のビジョンに基づき施設の事業計画が作成され、職員会議や各委員会で実施状況の把握や評価を行っている。また、中・長期計画の中で、地域の相談支援事業を進めるための相談室の確保が課題となっているので、行政と連携しながら解決・改善に取り組むよう期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期計画のビジョンに基づき施設の事業計画が作成され、職員会議や各委員会で実施状況の把握や評価を行っている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は職員参画のもと職員会議、各班会議、各種委員会において評価・検討し、見直しをしている。また、施設長は、職員との面接を行い意見の集約や反映に努めている。今後、時期や手順が明文化されることを期待する。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度の始めと長期休みに説明をしている。また、園だよりを年4回3か月ごとに送付し、保護者に生活状態など子どもの様子とともに、園の情報を発信している。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>生教育委員会、給食委員会、スキルアップ委員会、権利擁護委員会、DFP委員会を組織し、定期的に養育・支援内容について検討がなされている。業務全般については職員が参画して年2回の振り返りを行って養育・支援の質の向上に努めており、今後も継続されることを期待する。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント> 多職種関係者会議で班報告を毎月行っている。評価結果の分析や課題の明確化はされているが、施設としては更なる取組みを目指しているため、今後の検討に期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント> 施設長は、園だよりや広報誌等で、施設の経営や管理、施設運営の考えや事業の方向性を表明している。また、職員会議や研修会等で自らの役割と責任を示している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント> 施設長は、経営協セミナー等の研修会に出席し、遵守すべき事項や経営に関する情報を得るように努めている。不適切な処遇についての注意、性虐待、雪道での事故防止、経営上の手続き、法人施設長会議の内容等、各種情報を職員会議や日常の申し送り等で職員に周知しており、今後も継続を期待する。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 施設長は、職員の養育・支援の質の向上に意欲を持ち、全職員分の職員研修体系シートを作成し、職員個々の研修記録を基に向上が図れるように取り組んでいる。また、年2回の個別面談を行い、職員の意見を聞くとともに、自発性、得意分野の確認をし、具体的な取組みを行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 施設長は、経理を経験しているため、財務や人事・労務を踏まえコストバランスに基づく継続的で安定的な福祉サービスを実施するための取組みを推進するとともに、連続した休暇がとれるように配慮するなど、有休の取りやすい環境づくりを実施している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>年間計画が策定されており、施設独自の学びあいノートや全社協の振り返りノートを活用して人材の育成を行っている。全職員が計画的に研修に参加できるように配慮されているほか、職員個々の研修記録を基に向上が図れるように取り組んでいる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の職員研修体系図に研修体系及び階層別研修課題が明記されている。また、職員の自己評価の仕組みも整備され、能力開発、活用、処遇、評価が総合的に実施されている。人事マネジメントについては、愛児園運営指針、横手市立県南愛児園管理運営指針により、基準が明確化されている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向を考慮し、基準より多い職員配置をしている。また、職員の自己評価や面接及び日常の会話からワーク・ライフ・バランスへの配慮に努めている。施設長は、職員が相談しやすいよう日常のコミュニケーションを大切にしている。有給休暇も連続した休暇が取得できるよう工夫をし、働きやすい環境づくりに取り組んでおり、今後も継続を期待する。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>全職員分の職員研修体系シートを作成し、職員個々の研修記録を基に質の向上が図れるように取り組んでいる。経験年数に配慮した一人ひとりの育成計画があり、新任研修は1年間継続して実施している。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の職員研修体系図に研修体系及び階層別研修課題が明記されている。職員一人ひとりの研修体系シートを基に質の向上が図れるように取り組んでいる。また、年2回の個別面談では、職員の意見を聞くとともに、自発性、得意分野の確認をしており、今後も継続を期待する。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設として、職員の研修参加を奨励しており積極的に取り組んでいる。研修計画に階層別研修や職務に必要な研修が含まれており、研修後の復命研修で全職員に周知している。また、自己研鑽の研修にも参加できるよう配慮している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生のしおりが作成され、受け入れ体制が整備されている。養成校が求める実習内容や実習生の要望等に対応できるマニュアルとなっている。平成29年度は保育士の実習生を受け入れ、社会福祉士指導者研修にも参加しており、今後も取組みの継続を期待したい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページには、法人が運営するすべての施設が紹介されているが、運営の透明性を確保するための養育・支援の内容や第三者評価の受審結果、苦情・相談の受け付け体制等に関する情報の公開を含め、ホームページ等の活用について今後検討してもらいたい。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>施設管理規程や横手市からの管理運営規則に基づき、経理、取引のルールは明確にされている。職員等の職務分掌が明確にされ周知されている。内部監査は定期的実施されている。専門家に相談する体制があり経営の改善に努めているが、今後は公認会計士等による外部監査の活用について検討してほしい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設管理規程や事業計画の中に地域との関わりについて明記されており、民生児童委員や地域の有志による太巻き作り、きりたんぼ作り、流しそうめん等、地域と子どもとの交流の機会づくりに努めている。施設としては更なる取組みの推進を目指しているため、引き続き検討されることを期待する。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント> ボランティア受入れのマニュアルが整備され、活動のマナー、身だしなみ、トラブルへの対応等が明文化され、積極的にボランティアを受け入れている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント> 児童相談所、市町村行政機関、学校や関係団体等の施設として必要な社会資源のリストを作成し、職員間で情報の共有ができるようにしている。関係機関のリストは作られているが、施設としてより一層の連携強化が検討されているため、今後の取組みに期待する。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント> 職員が地域のサークルの講師として出向いたり、職員がボランティアとして活動している。また、NP等による子育て支援についての講師派遣を行っているほか、施設として地域福祉の向上のため地域のニーズに沿って電話、メール、訪問等での相談に応じている。相談事業の実績はまだ少ないが更なる取組みを目指し、活性化や街づくりへの貢献を強化したいと考えている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 具体的な事業を計画には盛り込んでいないが、地域のニーズに沿って電話、メール、訪問等での相談に応じている。まだ相談件数は少ないが、その取組みが実を結ぶことを期待する。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施について明記され、事業計画には子どもの権利擁護研修会（東京、神奈川）の受講も組み込まれており、受講後の復命研修を行い全職員に子供の権利や養育支援の在り方を周知している。階層別研修等のなかで子どもを尊重した養育・支援について取り上げ対応しており、今後も継続を期待する。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護のマニュアルは整備され、権利擁護委員会、スキルアップ委員会、生教育委員会などが子どもの権利や養育・支援についての姿勢や責務などをそれぞれ検討し、施設として幅広く対応できるように取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者には法人や施設のパンフレットを用い、必要に応じて説明を行っている。子どもには「生活の決まり」を用いて施設での生活の過ごし方についてわかりやすく説明できるよう工夫されている。特に、低学年の子どものために「生活の決まり」にはフリガナが付され配慮がなされている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>小学4年生以上の児童には、「自分の将来に向かって」という書面で確認しており、記入に際して説明している。子どもの視点に立った説明がされているが、低学年については書面による記録は残していないので、今後検討してほしい。日常生活においては、子どもの意向を確認して子どもが自ら選択・決定ができるよう配慮がなされており、今後も継続を期待する。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>関係機関との支援体制ネットワーク活用例は年間100件ほどある。個別のケース記録を長年保管することで、退所後の相談にも応じている。退所時の説明内容が記録に残されると望ましい。</p>		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>日ごろから子どもの様子を確認しており、長期休みの過ごし方についても面接しながら意向調査がされている。心配な部分があれば、登下校時や夕食前などの日常生活の中で職員が子どもの話を聞く時間をつくり、個別の支援記録に残している。アンケート様式が定められているので、今後活用されることを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアルをはじめとした苦情解決の仕組みが整備され、周知されており、サービスの質の向上に向けて施設として取り組んでいるほか、子どもたちの意見も受け止め、職員間で周知・分析もされている。日中、子どもは登校しており施設に不在なため、子どもの下校時にその様子や態度等を観察し、さりげない会話を行いながら子どもが意見を述べやすい環境づくりに工夫している。第三者委員についても定期的に訪問を受け活用されている。今後は、苦情内容の公表体制等が検討されると望ましい。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>下校時から就寝までの時間を活用し児童の意見を聞くように努めている。意見箱や外部第三者委員など複数の相談方法があり、これらについて周知されている。文書の掲示や配布については施設として課題と捉えているので、今後の検討を期待したい。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情対応マニュアルが整備され対応の記録が残されている。必要に応じて外部の専門家の意見を聞くなど組織的に迅速な対応がされている。苦情対応マニュアルの内容について、職員会議等で見直しの要否を検討する機会が設けられると望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>生教育委員会、スキルアップ委員会等で生活全般の安心・安全についての話し合いがなされ、登下校中に危険個所を子どもと一緒に確認したり、ヒヤリハットや事故報告書の要因分析、改善策の検討がされている。また、事故発生時の対応についてもマニュアルが整備され全職員に周知されている。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>規程・マニュアルが整備され、それに沿った対策がなされている。今後はさらなる感染予防のため、来園者への手洗い・うがいの徹底や、子どもの帰宅後や食事前の手洗い・うがいを積極的にできるよう支援し、感染予防に努めてほしい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>防災計画等は整備され、消防署、警察、地元住民等との連携や避難訓練等を実施している。市の指定管理を受けているため、市の防災計画にのっとった各種関係機関との連携が取られている。子どもの安否確認体制がマニュアル化されており、外出先ごとに避難場所が定められ、どこにいても安否確認ができるようになっている。備品等の備蓄リストや、備蓄品の入れ替え等の一連の流れについて整備されると望ましい。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>養育マニュアルが作成されており、職員がいつでも閲覧できる場所に備え付けられている。また、各委員会が積極的に活動して個別ケース事例の振り返りや今後の支援方法等が検討され、良質な養育・支援に努めている。施設では、支援の標準的な実施方法に関する研修実施など職員への周知方法について検討していることから今後の取組みに期待する。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>アセスメントがしっかりなされている。子どもからの希望や意見については個別に聞き取り、それに基づき担当者が支援計画を立案し、グループメンバーと話し合いの後、基幹的職員・主任が施設長へ報告している。子どもへは年齢に応じてわかりやすく説明している。グループで個別のケースを検討・見直しを行い、必要に応じて支援方法を見直す仕組みとなっている。施設が課題として挙げている発達障害のある子どもへの説明や意見の反映について、今後検討が進むことを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所の記録を基に、施設でも詳細なアセスメントをしている。前回の第三者評価結果を踏まえアセスメント手順も定められ、それを基に計画の立案、実施、評価、見直しのプロセスが確立し、PDCA サイクルが機能している</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント> 自立支援計画の評価・見直しについて、マニュアルにより手順が示され、それに沿って実施されている。緊急に計画変更する場合など細かな場面に関する見直しが施設内で検討されているので、実現を期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント> 個別のケース記録やケース指導記録が整備され、それに基づき職員間で情報が共有されている。子どもの生活歴等が、誰が見てもわかるような記録になっている。また、問題行動に関する職員の対応についての振り返りを行うとともに、実際の場면을再現してロールプレイを行い、職員の対応についての検証結果が記録に残され、全職員が情報を共有できる仕組みになっている。今後は記録に関する研修等、職員への指導について工夫されると望ましい。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 文書管理規程に基づき、記録は書面で管理されている。子どもには権利ノートを活用して、年代に応じた説明や対応がされているので、よりよい取扱いに向けて工夫を継続してほしい。</p>		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
<p><コメント></p> <p>班会議、職員会議、生教育委員会、ケース検討会議などを通して、職員間で共通理解のもと日々の支援を行っている。また、実際の場面を再現してロールプレイを行い、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう振り返り実践している。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所、心理職、学校の教員、医師など、必要に応じてメンバーを加えながら子ども一人ひとりのケース会議が行われている。生い立ちの整理・ライフストーリーワークなどを含めた話し合いを行い、子どもの発達段階を考慮しながら本人に知らせている。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの状況に応じ、権利、義務、責任について説明している。年齢に応じた説明の工夫はSSTを年齢別に行っている。研修計画に沿って「虐待防止」や「虐待を受けた子どもへのケア」などの研修を受講し復命研修を行い、情報を共有している。また、権利ノートは子どもがいつでも見られる場所にあり、日々の個別支援の中で説明されている。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもは、日中は学校で過ごしているため下校後から就寝までの時間を大切に、下校時の様子を観察し、その日の出来事やトラブルの有無、学校での出来事など、さりげない会話や触れ合いの中から思いやりの心が伝わるように支援している。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>規程には体罰の禁止が明記されており、処分などの仕組みも定められている。職員は、「虐待防止」や「虐待を受けた子どもへのケア」といった研修会を受講し、その内容を職員会議や復命研修で共有するなど、体罰等を行わないよう徹底している。また、指導方法などを振り返り検討する機会を設け適切な対応ができるよう工夫している。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>不適切なかかわりが発生した場合には、指導方法などを検討するためにロールプレイを行っている。人として生きるための教育として「生教育委員会」を設置し、支援のあり方が検討され、子どもが自分自身を守るための知識を得るよう取組みがなされている。今後は、子どもが自分自身を守るための知識を学ぶ機会に活かされることを期待する。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>虐待の届出・通知についてマニュアルが整備され、いつでも閲覧できる場所に設置されているほか、職員会議や検討会議、不適切な関わり事例のロールプレイなどで、振り返りをする体制が整備されている。実際に被措置児童等虐待の届出・通告をした事例はない。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>施設の養護要領マニュアルに明文化されており、子どもや保護者の思想や信条を尊重し、子どもの権利が損なわれないよう配慮し支援に努めている。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所時の面談時、事前面談で担当者がパンフレットなどを利用し、不安が解消できるように支援しているほか、入所後の生活が仮想適応とならないよう注意して観察し、施設の専門性が活かされている。また、心理療法担当職員がカウンセリングを行っており、子どもとの面談により振り返り・検証が行われている。体験入所については相談に応じて適切な対応をしている。</p>		

A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが施設にいる限られた時間の中で、職員が意識して関わりの時間を持ち、さりげない日常の会話から子供と共に考え、生活改善に向けて取り組んでいる様子を観察できた。子どもとの話し合いの中で、「生活の決まり」や個別に一人ひとりの日課表を作り生活改善に努めている。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>余暇の過ごし方について、ゲームの時間など子ども本人と担当職員一緒に決め、表に記載するなど、主体的な生活ができるように工夫されている。子ども一人ひとりの意向や考えに合わせ、施設行事への企画や参加の呼びかけなど、必要に応じて自発的な行動を促し、主体的な生活ができるよう支援している。参加の促しに苦慮しているケースもあるので、更なる工夫を期待したい。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもたちの状況に合わせてお小遣い帳を活用するなど、自己管理ができるよう支援している。知的障害など数字に苦手意識がある子どもには、電卓の活用で買い物ができるよう支援している。また、目的をもって貯蓄する子どももおり、子どもの状況に応じた経済観念が身につくよう支援している。施設として更なる取組みを検討しているので実現を期待したい。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所後にも記録を参照できるよう施設の役割の一つとして記録を長年保存し、退所した本人や関係機関からの問い合わせに対応できている。また、アフターケア実施の記録も残されており、今後も継続を期待する。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<p><コメント></p> <p>高校中退した子どもや進学困難な子どもへの支援を行っている。中卒児、19歳以上児童の措置延長の事例はなく、関係機関との連携も必要であり今後の検討課題となっている。</p>		

A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>在園時の担当職員や家庭支援専門相談員、個別対応職員が窓口となって支援しているほか、退所後の家庭訪問を実施している。また、インターネットを活用して退所後の子どもに呼びかけを行ったり、就職先がある各都道府県市町村と連携もしている。施設として更なる取組みを検討しているので実現を期待したい。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりが子どもたちとの日常の会話を通して理解しようと努めている。特に、下校時に施設に帰ってきた子どもの様子や表情を観察し、自然な会話や寄り添うことを通して子どもが示す感情や思いを汲み取るよう努めている。また、アセスメントがしっかりなされ、生育状況や生活環境を踏まえ、背後にある子どもの心理的状況を考慮し対応している。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>職員と子どもの会話から、子どもの基本的欲求が満たされている様子が確認できる場面があった。子どもの発達段階に応じた対応がされているが、全ての職員が施設の取組みを認識して支援できるよう工夫されると望ましい。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>グループリーダーや生教育委員会、スキルアップ委員会等で子どもの状況が共有され、子どもの発達段階に合わせて、信頼関係が構築できるよう支援がされている。全ての職員が、主体的に自己選択、自己決定ができるよう支援に努めている。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達段階に応じた適切な環境が用意されている。子どもの状況に応じて必要な社会資源の情報を提供し、利用に向けての支援をしている。学習塾やスポーツジムなど子どもが望む習い事などは必要に応じ、本人と相談しながら支援をしている。</p>		

A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣・社会常識・社会規範の習得・生活技術の習得などが自然な形で身につくよう、生活場面のかかわりの中で支援している。子どもたちが地域社会へより積極的に参加できるような取組みを期待する。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>部活動で帰園の遅い児童以外の子どもたち（幼児～高校生）と職員とは、今日の話をしながら楽しく食事できている。子どもたちは好きな量の食事を食べることができ、個別の好みに応じた調味料を用意している。子ども同士の相性などを考慮し、楽しみながら食事をする雰囲気作りに努めている。今後も楽しみながら食事がとれるよう継続されることを期待したい。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>嗜好調査を実施し献立に反映しているほか、食事内容を写真で保存し、栄養士に確認してもらい今後の献立に役立てている。また、子どもの年齢や健康状態にも配慮した食事を提供に努めている。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
<p><コメント></p> <p>手作りおやつを提供しているほか、アレルギーなどに応じて代替の食品を用意している。食事の場面で職員が必要なマナーを教えており、子どもたちも後片付けやテーブル拭きなどが身につけている。今後も取組みが継続されることを期待したい。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>衣生活の支援は子どもたちの主体性を尊重し、希望や好みの衣類を自ら選択し決定できるよう支援している。衣類の購入も小学生以下の子どもには付き添いをするが、中学生以上の子どもたちは自分の好みや適切な自己表現できる洋服を予算以内で購入するように指導している。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑳	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<p><コメント></p> <p>長期休みには共有スペースを当番制で清掃し、居室については清掃日を設定し、自主的に清掃できるよう呼びかけている。設備等については、適時、破損個所や修理を行っている。</p>		
A㉑	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの居場所を自室以外のところにも設けており、階段下のスペースを隠れ家として活用している様子が見られ、子どもたちがくつろいで過ごせるように工夫されている。居室は、相部屋であっても仕切りを設けただけ個人の生活空間を確保している。階段下の共有スペースのテレビや本棚の配置換えを行い、子どもにとって心地よい環境づくりに努めている。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉒	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>支援マニュアルには健康や衛生管理について記載されている。春には交通ルールを学ぶ機会を設けており、入所間もない子どもには一緒に登校して通学路の確認を行い交通安全や交通ルールについて教えている。健康については、生教育委員会の活動で健康身だしなみや生理等の学習がなされている。感染防止のため、児童の下校時や来園者に対して、手洗い・うがいが励行されると望ましい。</p>		
A㉓	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>起床時に子どもの顔色や言動で健康状態を確認するように努めている。受診等の手当てが必要な場合は、医療機関に相談し適切な対応を行っている。服薬が必要な子どもについては、職員が薬を渡し、服用を確認している。子どもの健康については、生教育委員会を軸に学習しているが、全職員間では実施されておらず、今後、感染対策や衛生管理に関する研修に参加するなど知識を深めることを期待する。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉔	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>生きるための教育として「生教育委員会」を設置している。生理について、発達段階ごとに絵本のプログラムが用意されており、年齢別に指導を行い、子どもの疑問や不安にこたえる取組みをしている。</p>		

A-2-(7) 自己領域の確保		
A③①	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>個人の机、たんす、ベッドなどのほか、シャンプーやリンスなど自分専用のもので準備されている。後片付けの指導なども実施され、幼い子どもがわかりやすいようイラスト入りのシールなどが使用され、個人の所有であることがわかるよう工夫している。</p>		
A③①	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p><コメント></p> <p>アルバムはプライバシー保護のため鍵のかかる場所に保管しているが、子どもが望んだ時にはいつでも見られるような環境になっている。アルバムに収める写真は子どもとともに選び、子どもの成長記録を振り返ることができるようにしており、今後も継続を期待する。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③②	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>行動面で課題のある子どもについて、職員会議や班会議などで全職員が情報を共有している。パニックになったときのタイムアウトの取り方は子どもの様子を観察しながら対応できるよう職員間で共通認識がされている。グループリーダーは、問題事例の発生時に職員の支援状況を再現してどのように支援することがふさわしいかを検討し、今後の支援に活かせるよう努めている。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>班会議、ケース会議、職員会議などで全職員が情報を共有し、施設全体でいじめや差別が生じないよう取り組んでいる。施設長は必要に応じて会議の場を持つように呼びかけ、職員が子ども同士の関係性を把握し、不適切な関係に対しては適時介入するように努めている。職員の目に見えない所で生じる問題への対応についての課題はあるが、全職員が一丸となって適切な対応ができるよう期待する。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルに基づき、初期対応から情報収集を行い、必要な場合は、警察、児童相談所と連携している。防犯カメラやセキュリティ会社の活用などハード面での安全対策を行っている。実際には強引な引き取り要求の事例はない。</p>		

A-2-(9) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>心理的ケアが必要な場合は、ケース検討会議で検討し、外部の医師や臨床心理士を含めた検討を行い、その結果を職員間で共有し、支援計画に組み込み支援されている。また、児童相談所と連携し、必要に応じていつでも支援できる体制が整っている。今後も、心理療法担当職員を含め、全職員が連携して支援することを続けてほしい。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの下校時に子どもとの会話を大切にし、静かに落ち着いた環境で勉強できるよう寄り添って支援している。また、学習塾を活用した勉強や学習ボランティアの活用を通じ学力の向上を図っている。学習能力に応じ必要としている支援を見極め、子どもの自主性を引き出す支援に努めている。</p>		
A㉒	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>進路を自分で決めることができるよう、地域の事業所の見学やインターンシップなどを通じ、進路選択ができるよう情報や支援を行っている。進路後のフォローアップ等の体制はできしており、退所後の支援を続けるための仕組みの強化を進めている。</p>		
A㉓	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>自立するための支援として、隣県（岩手県）に子どもを年2回程度のペースでインターンシップを依頼したり、アルバイトの機会を推奨し、社会経験や社会の仕組み、自己責任等について体験できるよう支援している。日常生活のなかで金銭管理や生活スキルが身につくように支援をしている。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を2名配置しており、家庭支援専門相談員と担当職員が連携し、施設の相談窓口担当を定め、子どもの状況を知らせたり、保護者の抱える悩み等の相談に応じ、保護者との信頼関係づくりに努めている。保護者には、学校行事や施設の行事予定を定期的に知らせ、行事の参加や協力をお願いしている。施設には相談室がなく、その都度工夫して相談に応じている状況である。</p>		

A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④①	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に施設との信頼関係づくりに努めており、児童相談所との連携のもと親子関係の修復に取り組んでいる。相談は、法人内の他施設のゲストルームを借用して親子交流を行っているが、施設内に多目的に使用できる部屋があれば、面接や親子関係再構築への取組みに活用できると考えられる。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④①	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>施設長と主任基幹的職員がスーパーバイザーとなり、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。スーパーバイザー以外にも外部の医師や臨床心理士、心理療法担当職員等が加わり施設全体の支援体制の質の向上を目指している。今後に期待したい。</p>		